

『蒲生文武記』

—軍記と和歌の接合—

瀬 鶴 崎 裕 雄
戸 祐 規

—『蒲生文武記』と蒲生智閑・蒲生氏郷

『蒲生文武記』は近世初頭の武将、蒲生氏郷を物語る軍記と氏郷の四代の祖、蒲生貞秀、法名智閑の歌を集めた家集『智閑和歌集』を接合させた、まことに珍しい六巻の書物である。意識としては蒲生氏郷とその一族の文武を高揚しようとするのであるから、軍記の部類にはいるのである。しかし前の三巻は氏郷を中心とした『蒲生関係軍記』⁽²⁾であり、後の三巻は智閑の歌の家集で、この二者が全く無策に接合されているのである。

戦国期以降、近世初頭に成立した軍記を見ると、複数の軍記の影響を受けた例、「細川両家記」や「公方両將記」などによる『足利季世記』、「松若物語」と『細川政元記』による『不問物

語』、「安西軍策」と『陰徳記』などによる『陰徳太平記』がある。しかしこれらは複数の軍記の影響、止揚ともいうべきものであって、この『蒲生文武記』のように軍記と和歌集の単純な接合は他に例を見ないのではないかと思う。もちろん軍記の中に歌や詩が取り入れられることが多い。例えば『鎌倉大草紙』には東常縁と斎藤妙椿の贈答歌があり、『朝倉始末記』には大覚寺義俊らを迎えた曲水の宴での詩歌や、將軍足利義昭を迎えた雅会の詩歌が載せられている。しかし『蒲生文武記』は恥ずかしげもなく、実に堂々と、そして無策に軍記と和歌集の二書を接合しているのである。

今、軍記と和歌集の二書といったが、軍記の部分の三巻には二種の軍記が入っている。第一巻と第二巻は歴代の蒲生氏、特

に蒲生貞秀(智閑)以後の当主を語り、信長・秀吉に仕えて頭角を現した氏郷の会津拝領までを記す。第三巻は氏郷の幼少から筆を起こし、秀吉の麾下となつて戦功を上げ、会津に入部して奥州の平定につくし、羽柴の姓を許されるまでを記す。つまり『蒲生文武記』は、第一巻・第二巻の軍記、第三巻には別の種類の軍記、第四巻から第六巻の『蒲生智閑和歌集』という、軍記二種・和歌一種の三種の書からなるのである。『蒲生文武記』の特徴を挙げるならば、軍記の二種はともかくとしても、軍記と和歌集の接合、それも無策な接合が特徴であろう。

ここで簡単に蒲生智閑(貞秀)と蒲生氏郷について述べておきたい。

蒲生氏は、天慶三年(九四〇)の平将門の乱で戦功を立て、関東に勢力を張った藤原秀郷の後裔といわれる。後世、秀郷は三上山のムカデ退治の俵藤太と同一視され、剛勇伝説の人物となつた。この剛勇の子孫が近江国に移住して蒲生氏を称したといわれ、智閑の代には蒲生郡日野(滋賀県蒲生郡日野町)を本拠とする地方豪族となつていた。

蒲生智閑(貞秀)は、没年より行年を逆算して文安二年(一四五)の生まれというが、正確には不明である。俗名は貞秀、出家して法名智閑。個人の和歌を集めた家集『智閑和歌集』が

あつて、その詞書から生涯を多少伺うことができる。『新撰菟玖波集』には智閑法師として五句入集している。『新撰菟玖波集』の編者一人である宗祇とは昵懇の間柄であり、二人の書状も現存している。応仁の乱以後の公家社会の文化を代表する三条西実隆との交渉もあつて、実隆の日記『実隆公記』や日々歌集『再昌草』に智閑の名が記されている。また臨済宗の禪僧横川景三とも親しく、詩文集『補庵京華集』などにも名前が見られる。蒲生氏の菩提寺とされる日野町村井の信楽院の過去帳には永正二一年(一五一四)三月五日没、七一歳とある。

蒲生氏郷は智閑の四代の孫に当たり、その系譜は、貞秀(智閑)→高郷→定秀→賢秀→氏郷となる。氏郷は弘治二年(一五五六)

賢秀を父として生まれた。祖父定秀・父賢秀とともに近江守護六角氏の有力家臣であったが、永禄二一年(一五六八)織田信長の近江攻略で六角氏が甲賀に退去すると、多くの六角氏家臣と同様、信長に属した。幼少の氏郷は信長の人質となつて岐阜城に送られ、信長の娘と結婚した。その後、賢秀・氏郷は信長に従つて、伊勢の北畠氏、越前の朝倉氏、北近江の浅井氏、信濃・甲斐の武田氏との、ほとんどの合戦に参戦した。天正一〇年(一五八二)本能寺の変で信長が亡くなると、安土城にいた信長の妻子たちを日野城に引き取つて籠城に備えた。後、豊臣(羽柴)秀

吉に属し、滝川一益を伊勢亀山に攻め、小牧長久手の合戦、さらには織田信雄を攻め、松ヶ島城（三重県松阪市）を与えられて南伊勢一二万石を支配した。この後も、紀州攻め、四国攻め、九州攻めに加わった。その間、天正一三年キリスト教徒となり、洗礼名をレオンと称した。天正一八年秀吉が小田原の北条氏を亡ぼして国内の天下統一を完成させた後、氏郷は陸奥の会津城を与えられ、陸奥・越後の四二万石を領有した。さらに陸奥の一揆や反乱を平定し、九二万石の大大名となつた。文禄元年（一五九二）朝鮮出兵の文禄の役では秀吉に従つて肥前の名護屋城に出向いた。翌年会津の若松城が完成した。しかし文禄四年二月、四〇歳の若さで京都伏見の自邸で病没した。

その後、蒲生氏は江戸幕府の下、会津若松の七二万石の大名として続いたが、寛永二年（一六三四）後繼者がなかつたため一家は断絶となつた。

蒲生氏や「蒲生関係軍記」の研究書や研究論文には、簡単な解題も含め、近藤圭造氏^④『改定史籍集覽』『氏郷記』『蒲生氏郷記』解題、黒川真道氏^⑤『国史叢書』『蒲生軍記』解題、遠藤元男氏^⑥『群書解題』第四『蒲生氏郷記』解題、笛川祥生氏^⑦『日本古典文学大辞典』『蒲生氏郷記』解説、高橋富雄氏編^⑧『蒲生氏郷のすべて』、高橋充氏^⑨「蒲生家伝来資料について」、同氏^⑩『蒲生家系図』

由緒書^⑪所収の古文書について^⑫、福島県立博物館『氏郷とその時代—蒲生氏郷基礎資料集成—』^⑬、安土城考古博物館『蒲生氏郷—戦国を駆け抜けた武将—』^⑭、などがある。

中でも高橋充氏「蒲生家伝来資料について」の注^⑮^⑯^⑰には珍しい「蒲生関係軍記」が紹介されている。また安土城考古博物館『蒲生氏郷—戦国を駆け抜けた武将—』の列品解説^⑲蒲生軍記に「総じて蒲生氏関係の系図や江戸時代以降に著された書籍は『蒲生氏郷記』『氏郷記』『蒲生軍記』『蒲生飛驒記』等があるが、異なる本に同名が付されていて書名の混乱も多く、また内容的にも伝承や史実の混在したものも多いため、内容による分類と資料的価値を分析しないと、必ずしも用いられないという難点がある」の一文は「蒲生関係軍記」研究の指針となる。

蒲生智闇や『智闇和歌集』の研究書や研究論文には、井上宗雄氏^⑲『中世歌壇史の研究 室町前期』^⑳、同氏^㉑『中世歌壇史の研究 室町後期』^㉒、金子金治郎氏^㉓『新撰蒐玖波集の研究』、稻田利徳氏^㉔『私家集大成』^㉕『蒲生智闇和歌集』解題、同氏^㉖『蒲生智闇集』の成立と性格^㉗、同氏^㉘「蒲生智闇の新出資料—翻刻と解説—」などがある。

二 「蒲生関係軍記」諸本

前述のように『蒲生文武記』は氏郷を中心とする軍記の部と智闇の『智闇和歌集』である和歌の部から成る。さらに軍記の部は卷一・二の軍記と卷三の軍記から成る。卷一・二の軍記は他に同類を見ない内容である。卷三の軍記は、活字本でいえば、

群書類從卷三百八十九『蒲生氏郷記』及び同じ種に属する改定史籍集覽第百八十三『蒲生氏郷記』と同じ内容である。

「蒲生関係軍記」諸本のうち、活字本を見ると、右の、

○群書類從卷三百八十九『蒲生氏郷記』(『群書類從』第二十一)

輯 続群書類從完成会)

○改定史籍集覽第百八十三『蒲生氏郷記』(『改定史籍集覽』第十
四冊 臨川書店)

があり、他に、

○国史叢書『蒲生軍記』(黒川真道編 国史研究会 大正六年、

『国史大辞典』によると『国史叢書』の36巻目となる)

○改定史籍集覽第百八十二『氏郷記』(『改定史籍集覽』第十四冊

臨川書店、右の改定史籍集覽本『蒲生氏郷記』と同じ冊に所収)

の二本、計四本がある。

他に『改定史籍集覽』第十四冊には第一百八十五として『蒲生飛

驛守氏郷書状之写』があるが本稿では扱わない。

まず現在も入手しやすいものは群書類從本『蒲生氏郷記』である。これは「永禄十一年戊辰氏郷十三歳、鶴千代ト申時、信長公得父蒲生兵衛大夫為二證人「岐阜得被ニ相越」」という書き出しで始まる。以下、一四からの一つ書となつていて、各一つ書の冒頭部を示せば、

1 (二) 永禄十一年戊辰氏郷十三歳、鶴千代ト申時、 :

2 一 摂津国池田可二相勵一ト信長公被ニ仰付一

3 一 信長公御切腹ノ後、羽柴筑前守味方ニ頼ミ被レ申ニ付テ、

4 一 信長公御切腹ノ後、尾張ノ国ヲ三介殿被ニ御知行一

5 一 其後又木作小川内ノ川裔迄出タルト聞テ、

6 一 内々氏郷被レ存ハ、木作足長ニ出ヨカシ、

7 一 薩摩ノ大守嶋津ノ某、九州七ヶ国切取、

8 一 小田原氏直御退治ノ刻、

9 一 羽柴飛驛守氏郷会津押領ハ天正十八年庚寅八月十五日、

10 一 葛西大崎一揆悉蜂起候。

11 一 同年南部大膳大夫一門九戸ト申者不レ恐ニ公儀一。

12 一 其年正宗本領ヲ被ニ召置一。

13 一 氏郷武篇物語被レ致ニ、先年尾張内府家一一所ニ成テ、
14 一 其後筑前守秀吉公感ジ、高名神妙也トテ同名ニナシ
⋮

となる。後述する『蒲生文武記』と比較しやすいように私に一つ書の上に算用数字を付した。

これを改定史籍集覽本『蒲生氏郷記』と比較すると、字数の分量にして約三割ほど少なくなる。少ないところは一つ書の1から7までと13である。8から12までの、小田原の陣以後会津領における箇所は字数として大差はない。1の「(一)永禄十一年戊辰氏郷十三歳、鶴千代ト申時、⋮」の前半は改定史籍集覽本『蒲生氏郷記』の末尾の方にあって、その後に14の「一 其後筑前守秀吉公感ジ、高名神妙也トテ同名ニナシ⋮」が続く。全体に語句の異同はかなりあるが、語句の異同については本稿では詳しくは述べない。

他の二つの活字本、国史叢書本『蒲生軍記』と改定史籍集覽本『氏郷記』とはともに「夫れ日出で、は、天地明かに花開きては山林美なり。聖人國に在す時は、必治まり、賢人家に住める時は、安寧なり」という文で始まるが、国史叢書本『蒲生軍記』は漢字と平仮名、改定史籍集覽本『氏郷記』は漢字と片仮名であ

る。もう一つ、両書の大きい相違は目次の構成である。これは次に述べる諸本を検討するのにも便利であり、参考として比較の一覧を掲げておく。

国史叢書本『蒲生軍記』

改定史籍集覽本『氏郷記』

序

卷之一

卷上

蒲生由来の事

知閑入道の事并秀糺自害の事

小倉兵乱の事

後藤兵乱の事

信長出張の事并賢秀幕下に属する事

大河内軍の事并氏郷祝言の事

蒲生左兵衛大夫領分の事

信長公自害の事并日野籠城の事

諸大将追討之事

信長公自害事并日野籠城之事

信孝御自害付龜山軍の事

卷之三

信雄秀吉と不快の事付松ヶ島

信雄与秀吉不快事付松ヶ島軍

卷之五

軍の事

加々井軍の事

氏郷松島に封せらるる事

木造軍の事

小山戸軍の事

紀伊国軍の事

越中軍の事

卷之四

筑紫軍の事

氏郷居城を松阪に移す事

西村相撲の事

秀吉大仏殿建立の事

小田原攻の事

佐久間兄弟付尾藤が事

小田原軍事

これらの活字本を含め、「蒲生関係軍記」は大きく次の1～7

の七種に分けられる。なお、本稿では活字本と内閣文庫本を中心

に、管見の及ぶ範囲における分類を行つたが、『国書総目録』

などにみられる他の所蔵機関の諸本もおおむねこの範疇に收ま

るものであろうと思われる。さらに詳細な分類は、今後の課題

としたい。

名生軍事

会津騒動事并氏郷帰陣事

九戸謀反事付根曾利穴田井

の城攻落す事

九戸城没落の事并氏郷加増の

攻落事

九戸城没落事氏郷加増事

若松繁昌の事

若松繁昌事

高麗陣の事

秀吉公御成事

氏郷逝去の事

子孫繁昌の事

子孫繁昌事

高麗軍事

秀吉公御成事

氏郷逝去事

子孫繁昌事

卷下

氏郷会津を拝領の事

葛西大崎一揆蜂起の事付氏郷

發向の事

氏郷朝臣会津拝領事

葛西大崎一揆蜂起事付氏郷發

向事

1 「蒲生氏郷記」

- ①群書類從本系統

- 群書類從所収『蒲生氏郷記』

- 『氏郷記』 内閣文庫155／245

- (2)改定史籍集覽本系統

- 改定史籍集覽所収『蒲生氏郷記』

- 「伴信友」による識語あり。

- 『蒲生氏郷記』 内閣文庫158／267

- 内題は『氏郷記』。「感應子」による序文・跋文、また

- 「蒲生家系図」を有する。

- この二系統には、先述の字数の分量や目次の構成の相違だけ

でなく、「伴信友」による識語、遠藤元男氏が『群書解題』(注⑥)において述べているように、「感應子」なる人物による序跋や「蒲生家系図」を付すなど、他にも両書の相違を認めることができる。

2 「蒲生軍記」

- ①国史叢書本系統

- 国史叢書本所収『蒲生軍記』(底本元禄八年版)

- 国史叢書本『蒲生軍記』の序には「元禄八年如月既

- 望月 摂陽北水浪士式時軒惟中序」とあつて元禄八

年（一六九五）二月に一時軒惟中が序を書いたことがわかる。惟中は主に貞享・元禄・宝永年間（一六八四～一七一〇）に古典研究や和歌・俳諧で活躍した文人。

- 『蒲生軍記』(元禄八年版) 内閣文庫155／222ほか)

- 六冊 元禄八乙亥歳仲秋良辰改正

- 書林 大坂深江屋太郎兵衛板行

- 『蒲生軍記』(宝曆四年版) 内閣文庫155／230ほか)

- 六冊 宝曆四年甲戌歳孟夏良辰求之

- 書林 大坂心齋橋筋順慶町 柏原屋与一

- 『蒲生盛滅記』 内閣文庫155／207

写本。乾坤の二巻二冊。坤冊本文末には、他に見えない「息なくして蒲生家是より絶たり」という一文あり。また巻末に、「天児屋根命二十三代之苗裔大職冠鎌足大臣之後」で始まる千晴から秀行・忠郷・忠知までの系図を付す。乾冊表紙に、「版本 蒲生軍記ト全書(印)」と藤田氏による貼り紙あり。藤田氏は不詳。

- (2)改定史籍集覽本系統

- 改定史籍集覽所収『氏郷記』(底本不明)

・『蒲生記』 内閣文庫155／218
写本。三巻三冊。下巻巻末に「正徳三癸巳年十月写

之四十八」とあり。上・中巻の章段の区切れは改定史

籍集覽本と若干異なるが、内容はほぼ同じ。但し、改定史籍集覽本が「タ本」として記すものに近い

か。上巻裏表紙見返しに、「蒲生軍記ハ本書ト同種ナルモ往々字句ヲ改メ卻テ態ヲ失スル者アルニ似タリ。愚ハ軍記ヲ舍テ本書ヲ取ント欲ス。蒲生盛滅記

ハ軍記ニ同シ。文武記ハ最モ後出ト思ハル一本。蒲生氏郷記ハ類従本氏郷記ニ似テ非ナル者ナリ日下」

と日下寛氏による内閣文庫所蔵の「蒲生関係軍記」諸本の関係を考察した貼紙がある。

よれば、同一のものが岩手県立図書館に所蔵されているという。

4 『蒲生軍記』
・『蒲生軍記』 会津若松市立会津図書館蔵
『国書総目録』には、2の『蒲生軍記』とは別立てにされており、冊数も一〇冊と大きく異なるため、前記2とは別種の作品か。未見。

5 『蒲生根源記』

・『蒲生根源記』 福島県立博物館蔵

内題は『蒲生軍記』。写本。一冊。高橋充氏が「内容の一一致する写本あるいは版本をいまだ確認していない」(注⑨)とする新出の本。未見。

6 『氏郷武功録』

・『蒲生武功録』 福島県立博物館蔵

写本。一冊。5『蒲生根源記』同様、高橋充氏が紹介しているもの。同氏によれば、本書は『氏郷武功録』と『氏郷直臣録』からなり、それぞれ群書類従本『蒲生氏郷記』と改定史籍集覽本『蒲生氏郷記』とほぼ同内容であるという。しかし、「蒲生関係軍記」においてこのような形態のものが他に見えないた

三代と蒲生家断絶を述べたもの。『国書総目録』に

め、ここでは新たな作品として別立てとしておく。

未見。

7 『蒲生文武記』

本作品については、次節以降でまとめて述べる。

三 『蒲生文武記』の諸本

『蒲生文武記』は内閣文庫の三本と龍谷大学図書館の一本、および国文学研究資料館のマイクロコピーではあるが、兵庫県立篠山鳳鳴高校青山文庫本、加賀市立図書館聖藩文庫本、杵築市立図書館本を見る事ができた。

『蒲生文武記』三冊 内閣文庫155／225

内閣文庫の登録書名は「蒲生文武記」であるが、三冊の各外題は「蒲生記 一・二」「蒲生記 三・四」「蒲生記 五・六」とあって、内題に第一冊は「蒲生文武記 卷第一」「蒲生文武記 卷第二」、第二冊は「蒲生文武記 卷第三」「蒲生智闇和歌集 卷第一」、第三冊は「蒲生智闇和歌集 卷第二」「蒲生智闇和歌集 卷第三」とある。つまり内閣文庫155／234本や龍谷大本の「蒲生文武記」と同じ体裁の六巻で、それを三冊綴じに仕立てたものである。

『蒲生文武記』六冊 内閣文庫155／234

龍谷大本と全く同じ目録、本文も丁ごとにほぼ同じである。誤写も「永禄」と「文禄」など、同じ誤写が見られる。貼紙に「此外一冊ノ蒲生文武記アリ、本書第二卷迄全ク同シ其余ハ次略セリ」とある。「外一冊ノ蒲生文武記」とは内閣文庫155／233である。

『蒲生文武記』六冊 六巻 龍谷大学図書館481／11w

これは内閣文庫155／234と同じ目録、本文もほぼ同じ、同じ誤写も多い。

『蒲生文武記』二冊 篠山鳳鳴高青山911・7 (国文学研究資料

『蒲生文武記』一冊 内閣文庫155／233

序・蒲生氏系図・目録・軍記本文第一・第二・蒲生氏郷卿書簡から成る。序は冒頭に伊勢神宮の神徳を讃え、跋に「寛文四甲辰曆臘月吉旦 中西羅茂子泰尚為謹書判有」と記す。系図は秀行の子の秀紀の記述が正しく書かれていて、他の諸本を訂正することができる。軍記本文の最後に伊勢御師中西常尚が大坂の陣で

家康・秀忠に伊勢神宮の祓太麻を捧げたことを記すなど、他の諸本とは異なる特徴がある。第一巻表紙裏に、「此外六冊ノ蒲生文武記アリ。本書全ク其第二巻迄ヲ錄スル者ナリ(印)」という日下寛氏の貼紙がある。

「外一冊ノ蒲生文武記」とは内閣文庫155／233で

館 69-20-1・69-20-2) 「蒲生智閑和歌集」と「蒲生記」は別綴。「蒲生文武記」は「蒲生記」の内題。

『蒲生文武記』一冊 加賀國聖藩212-211 (国文学研究資料館276-159-6) 外題に「蒲生合戦記」、内題に「蒲生文武記」。「智閑和歌集」はなし。

『蒲生文武記』二冊 杵築団和178 (国文学研究資料館338-51-155-233) に近い。下は「蒲生智閑和歌集」。

4) 「蒲生記」上・下とあり、上は「蒲生文武記」で、内閣文庫このほか『国書総目録』によれば、国立国会図書館、神宮文庫に所蔵されている。

蛇足ではあるが、今回、諸本を調査して、軍記物に関しては内閣文庫の所蔵が多いことに改めて感心した。江戸幕府の紅葉山文庫や昌平坂学問所の書物を引き継いだ文庫であるので当然のことではあるが、武士社会の図書であることを痛感した。

本稿では、誤写も含めほぼ同様のものと言える、内閣文庫本155/234と龍谷大本の『蒲生文武記』を用いるが、前述のように本書の第一巻・第二巻と第三巻とは全く別の軍記があるので、以降「軍記の部、その一」「軍記の部、その二」に分けて記述する。

四 『蒲生文武記』軍記の部、その一

内閣文庫本155/234と龍谷大本の『蒲生文武記』の第一巻・第二巻の目録は次の通りである(群書類従本や改定史籍集覽本の『蒲生氏郷記』と同じ『蒲生文武記』の第三巻の目録は次節「軍記の部、その二」で述べる)。

蒲生文武記目録一

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
室町御所へ行幸之事	箕浦表合戦之事	將軍義澄公江州出奔事	佐々木定頼馬場城攻事	智闇馬渾ノ城攻落事	日野牧中野合戦之事	後土御門院御製	將軍義材公江州落之事	院御所へ行幸之事	將軍義材公江州落之事	高麗城攻落事	細川政元江州発向并遠矢之事

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
—	—	伊賀国住人信長公味方ニ參事 諏訪表出陣事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐和山可攻落評定之事	佐々木義賢北伊勢発向之事	八仏乎落城之事	觀音寺城勢揃之事	三好スサイ城攻事	信長公伊勢国被向人數事	北畠中納言具教誅伐事	蒲生文武記第一目録	永原表之事	信長公越前國へ發向之事	信長公尾張國へ發向ノ事	朝熊山ヘ氏郷登山之事	九州在番御人數之事	秀吉公小牧出陣事	秀吉公滝川一益攻崩給事	氏郷佐久間被攻事	秀吉公小牧出陣事	堅秀安土城退事	一
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

これも目録の一つ書の上に私に算用数字を付した。

この『蒲生文武記』の第一巻・第二巻の目録を前掲の国史叢書本『蒲生軍記』・改定史籍集覽本『氏郷記』の目次（目録）と比較すると、全く違うことがわかる。まして前に示した群書類從本『蒲生氏郷記』の一つ書の冒頭部とも違う。『蒲生文武記』の第一巻・第二巻はこれまでに見たものとは完全に異なる別の「蒲生関係軍記」なのである。

ここで『蒲生文武記』の第一巻・第一巻の性格を知るために、二つの逸話に注目したい。はじめに注目するのは、巻一の1

「一 院御所へ行幸之事」と3「一 後土御門院御製」である。

まず1「一 院御所へ行幸之事」中の、

爰ニ後土御門院ノ御宇ニ当テ蒲生左兵衛大輔藤原貞秀ト云

武士アリ。入道ノ後智閑トゾ号シケル。其元祖ハ…田原

藤太秀郷ヨリ廿代ノ後胤也。倩其昔シ智閑ノ行跡ヲ考ル

ニ、武道ハ韓信カ達二兵法、尽ニ鞍馬術、武威時ニ震ケル。

誠ニ乱世ニ生ナカラ、志レ学専レ文、從若年ヨリ詠和歌、齡

八旬ニ至リ三代ノ天子ニ仕奉リ、君モ不斜愛玉ヒ侍ケレ

ハ、時人崇敬シケルトナリ。

という一文である。文武に優れたことは間違いないとして、室

町時代、まだ織田信長たちが台頭する以前、一介の地方武士が禁裏に上がつて、天皇に仕えるなど考へることはできない。同じ項に、

寛正五年十二月五日二院ノ御所ニ三席ノ御会有テ行幸ナラセラマフ。貞秀モ御供奉ノ帶刀ニテ伺公仕侍ケルカ、和歌ノ御会始テ貞秀ヲ召シ、秋田ト云題ヲタマハツテ歌誦ト仰有ケレハ、

秋深キ小野ノ山風吹キ落テ色コキイネニ露ソ乱ル、

とある。これも行幸に奉仕して、天皇より詠歌を仰せ付けられるなどあり得ないことである。これは後述の『智閑和歌集』の

694の詞書「明応二年三月廿日、禁裏三時の御会に」や787の詞書「明応三年九月五日、禁裏三時の御会に」に影響されていることは明らかである。

3「一 後土御門院御製」には、

明応三年九月五日ニ智閑ニ七十ノ賀ノ御製ヲタマハリケル

治マレル御代ニシアレハ七十ヲ三度重テ君にツカヘヨ

アハレ武士ノ面目也トテ時ノ人皆ウラヤミケル。智閑モカ

タシケナサノアマリ、カクソ奏シケル。

君マテモ聞ヘ伝ヘシ言ノハヤ數ナラヌ身ノ思ヒ出ニセ

ン

とある。これも『智閑和歌集』の787の詞書と歌に影響されており、さらに820の詞書と歌及び821の返歌をそのまま使つている（後述、『蒲生文武記』の和歌の部「年月が明確な詞書と歌」参照）。

次に注目するのは、同じく卷一の3「一 後土御門院御製」中、智閑の七十の賀の御製に統く『新撰菟玖波集』の記事である。

明応四年ニ撰ケル〔マ〕新菟玖波集ニモ其句一、二句入ラレ侍ルトカヤ

時鳥月ノ行衛ニ声聞テト云句ニ

ムツマシキマテナレル袖ノ香

木ノハチル浅茅力原ニヤトフリテト云句ニ

露キエヤラヌ老ノアキ風

この智闇の句は『新撰菟玖波集』(貴重古典籍叢書4 角川書店)には「卷第三 夏連歌」に

雲よりあとのある山のは

ほど、きす月のゆくゑに声きえて

智闇法師

とある句で、続いて次の句の前句と付句、

むつましきまでなれる袖の香

肖柏法師

いつくともしらぬにひきしあやめ草

とあって、智闇の長句が前句になつて、次の句の前句の短句が

智闇の句として載せられている。同様に「卷第六 冬連歌」に

ことはりよりも秋そかなしき

智闇法師

木の葉ちるあさちかはらにやとふりて

智闇法師

とある句で、続いて次の句の前句と付句、

露きえやらぬ老の秋かせ

印孝法師

袖ぬらすなみた木の葉のもろき世に

印孝法師

の部分がそれぞれ智闇の長句が前句となり、次の句の前句の短句が智闇の句として載せられるという、まことに粗末な記述

なのである。せつかく『新撰菟玖波集』を引きながら、宝の山

には入って、間違つて引き出してきたような誤りである。

五 『蒲生文武記』軍記の部、その二

『蒲生文武記』卷三について、前節と同様にその叙述内容の確認のため、目録を掲載すれば次の通りである。

蒲生文武記第三目録

- | | |
|----|------------------------------|
| 1 | 一氏郷ヲサナ立之事 |
| 2 | 一攝津国池田合戦之事 |
| 3 | 一太閤清須ノ城御引取候時殿之事 |
| 4 | 一氏郷南伊勢ニテ働之事 |
| 5 | 一本作ト合戦之事 |
| 6 | 一本造降参之事 |
| 7 | 一太閤薩摩御出陣之時働ノ事 |
| 8 | 一氏直御退治ノ時働之事 |
| 9 | (一氏郷会津拝領之事脱力) |
| 10 | 一葛西大崎一揆令蜂起木村伊勢守城ヲ取巻處氏郷進発退治之事 |
| 11 | 一南部大膳一門九戸ト申者公儀ニ不隨ニ付氏郷ニ被仰付 |

退治之事

六　『蒲生文武記』和歌の部

- 12　一正宗儀ヲ施薬院取成被申上意ニ違事
 13　一氏郷武篇物語之事
 14　一秀吉公同名ニナシ羽柴飛驒守參議從四位氏郷ト号スル事

ここでも目録の一つ書の上に私に算用数字を付した。

この目録および本文は、先に一つ書の冒頭部を掲載した群書類従本『蒲生氏郷記』とほとんど相違ない。ただし両書ともに「木作」「木佐」、「寺井」「寺村」、「水火」「大水」といった誤字や「大垣」「大柿」といった當て字の相違があるが、ここでは詳しくは触れない。

和歌の部は、軍記の部のように、卷一・二の軍記と卷三の軍記を対比したりする必要はない。ここでは『智闇和歌集』について述べ、その『智闇和歌集』と『蒲生文武記』の卷四・五・六の和歌の部と相違を指摘し、『智闇和歌集』そのものの評価を試みようと思う。

『智闇和歌集』の翻刻には、『私家集大成』6中世IV(明治書院)に『蒲生智闇和歌集』がある。本稿では以下『私家集大成』6中世IVの翻刻によって論述を進める。歌の番号も『私家集大成』の番号による。また前述のように『智闇和歌集』については稻田利徳氏の研究がある(注¹⁷¹⁸)。

『蒲生文武記』の和歌の部、つまり『智闇和歌集』は部立歌集で、その構成は、第四巻は春の部一七五首(『私家集大成』の目録はない。これは『蒲生文武記』の第三巻の目録で8の「一氏直御退治ノ時効之事」と10の「一葛西大崎一揆令峰起木村伊勢守城ヲ取巻處氏郷進發退治之事」の間に「一氏郷会津押領之事」としてでも入るものであろう。

また両書ともに一つ書きで9の「一羽柴飛驒守氏郷会津押領ハ天正十八年庚寅八月十五日……」の項があるが、『蒲生文武記』の目録はない。これは『蒲生文武記』の第三巻の目録で8の「一氏直御退治ノ時効之事」と10の「一葛西大崎一揆令峰起木村伊勢守城ヲ取巻處氏郷進發退治之事」の間に「一氏郷会津押領之事」としてでも入るものであろう。

『蒲生文武記』の和歌の部、つまり『智闇和歌集』は部立歌集で、その構成は、第四巻は春の部一七八首・夏の部一一四首(『私家集大成』の夏の部も同じく一三四首)、第五巻は秋の部一五三首(『私家集大成』の秋の部は一五四首)・冬の部九七首(『私家集大成』の冬の部も同じく九七首)、第六巻は恋の部一一六首(『私家集大成』の恋の部も同じく一一六首)・雑の部一七二首(『私家集大成』の雑の部も同じく一七二首)である。

『蒲生文武記』の歌数は『私家集大成』の歌数に較べると四

首少ない。それは『私家集大成』の歌の番号で、春の部では2・
131・145、秋の部では333の四首である。もちろん語句の異同は幾
箇所もあるが、ここでは触れないこととする。

『智闇和歌集』の問題点の一つに詞書の信用しがたいことが
挙げられる。これについて井上宗雄氏（注⑬）や金子金治郎氏

（注⑮）・稻田利徳氏（注⑯）の指摘があり、金子氏は「智闇を權威
づけるための作為が目立つ。おそらく後人のさかしらである
う」と断言している。

ここで年月が明確な詞書と歌を年月順に掲げておきたい。

の和歌奉る、花の題にて

96 思ふ人たくひもあらしなにしおふさくらの宮の花のさかり

文明六年五月一日、春日社へ参詣侍る時

829 くもるなよ三笠に山に出る日の影をそ頼む数ならぬ身も

文明七年二月廿七日、室町殿御会初

鶴有遇齡

703 けふよりはよほひしらましひな鶴の行末遠き代々の契を
文明七年三月二日、三雲妙檜寺へ柏木殿花見に御出侍る
時、よみてつかわしける

135 かすならぬ身をも忘れて木の本の花になれぬる春の夕暮

文明七年三月十一日、実澄二社の明神勧進

住吉明神

827 うち川や流もひとつ此岸に船さしかはせすみよしの神

玉津島明神

828 たか世にか種はまきけんまなひくる玉津島ねの松のことの
は

文明七年三月に、柏木殿佐久良など寄合て

紅梅

196 世の中はうきにもせめてまきれなん住をわするな山郭公
山家待時鳥

文明六年五月に、太神宮へ二七日の參籠侍りて法楽十首

32 春も猶木すゑにつもる白雪の色の外なる軒の梅かえ

文明七年三月に、坂本和当堂にて、柏木殿甘首の歌よみ

侍る時

暁更春月

71 音にのみ嵐はさえて行月の春とてかすむあけほの、空

文明八年正月十一日、伊勢太神宮へ法樂

河上霞

11 暮ぬれは遙に見えて河上や一村かすむ里の木かくれ

文明八年三月五日、專順法眼追善会に

寄鶯懷旧

137 わすられぬ去年の名残の鶯の散行花に又そらむる

文明八年三月廿日、柏木殿山上へ御出有歌詠ける時

山家

455 跡わけし跡(マツ)も木葉や埋むらん嵐のをくる志賀の山こえ

文明九年正月廿七日、善隆寺へ宗祇など友なひて梅の花

みるとき

路落葉

455 跡わけし跡(マツ)も木葉や埋むらん嵐のをくる志賀の山こえ

文明九年正月廿七日、善隆寺へ宗祇など友なひて梅の花

みるとき

34 鶯の鳴声きけは梅のはな手をらぬ袖も春風そ吹

文明九年三月廿日、宗祇法師興行にて、和歌の会侍る時

173 たかためとしうてもからん藤の花夕への雨に袖はぬれつ、

文明九年卯月十日、禁裏にて、人々歌よみける時、雨後

210 いく夜まできかぬ恨も晴ぬらん雨より後のはつ時鳥

文明九年六月晦日、実澄会に

遠夕立

281 涼しさを風そつけこす落方の空にはれ行夕立のあめ

文明十年九月十五日、伊勢太神宮参詣して、法樂の歌よ

みたてまつる

寄国祝言

845 伊勢の海千ひろの浜の真砂にも猶数まさる国そさかへん

文明十三年三月十八日、父秀綱みまかりてのち、室町殿

へ参ければ、かくなん仰たまはりける

802 面影は月に残りて一時にさむるははやきいにしへの夢

返し歌申上よと仰有ければ

803 忘らる、心や夢となりぬらんそのいにしへも近き名残を

文明十五年十二月十一日に、雪降ければ、柏木殿よりた

まはりける

531 今よりは千代もきません此宿とみるかひふかき山の白雪

532 君ふかき山路も雪の長閑けきはいかて心に春やきぬらん

長享三年六月六日、常徳院殿月次

稀恋

602 いまはたゝ涙の袖やあまの川絶ぬあふせそまれに成ゆく

明応二年三月廿日、禁裏三時の御会に

天象

694 山の端をいつかかこたん秋はまたとをちの里のみしかよの

月

明応二年八月廿日、將軍家の月次会

秋心寄萩

309 浪渡る小萩か本のなかめより露も涙もろき暮かな

明応三年九月五日、禁裏三時の御会に

老後述懐

787 ながらへてあはれわか身もおさまれる御代にあひぬる七十の空

返し

820 おさまれる御代にしあれは七十を三度重て君につかへよ

御製

御返し歌たてまつるへきよし勅有ければかくそ奏しける

821 君までも聞えつたへん言の葉や数ならぬ身の思ひ出にせん

明応七年六月廿日、伊勢太神宮へ参詣侍る時、御裳濯河にて

780 涼しとやみもすそ川の夕波に月も心もやとしそめけん

明応七年十二月廿日、実澄月次に

向爐火

549 さめやすき老の枕ををしやりてねふりに向ふ埋火の影

明応八年七月十一日、二楽院殿、富士へ参詣有て下向の

後によろこひの会侍る時

834 曇なき日吉の影をあふき来て道すなほ成世を祈る哉

永正二年後八月廿日、飛鳥井中納言雅俊卿月次に

月前擣衣

381 うつまゝに秋風寒るさか衣月ホリマツもちたひの影やそふらん

永正二年極月廿五日、雪いと降りければ、宗祇もとより

533 此山はあともまたれす幾重ともしられぬ雪の又曇りきて

返し

334 此山は跡も待れす幾重とも猶かきくもる雪のあけほの

永正三年十二月十五日、宗硯ムニキ下向ありて、歌よみけると

爐火似春

548 埋火のけぶりや枝にこもるらん軒はに近き梅そまつさく

永正八年二月廿日月次会に

梅有遲速

36 小夜嵐匂ひを袖にふきわけよさかぬもましる軒の梅か香
信用しがたい詞書については、稻田利徳氏の詳しい考察がある（注17）。その中で明らかに年次の矛盾として、

797の詞書「文明八年三月五日、専順法眼追善会に」は、専順の死亡の同年三月二〇日（『大乗院寺社雜事記』文明八年四月二日条）に矛盾する。

602の詞書「長享三年六月六日、常徳院殿月次」は、將軍足利義尚（常徳院殿）の病死の長享三年（延徳元年一四八九）三月二六日に矛盾する。

533の詞書「永正二年極月廿五日、雪いと降りければ、宗祇もとより」は、宗祇の死亡の文亀二年（一五〇二）七月に矛盾する。

右の三点は年月の矛盾で、客観的に間違いが指摘できる。しかし、210の詞書「文明九年卯月十日、禁裏にて、人々歌よみける時、雨後時鳥といふ題を給りて」、694の詞書「明応二年三月廿日、禁裏三時の御会に」、787の詞書「明応三年九月五日、禁裏三時の御会に」など、禁裏の歌会にはたして出座できるものである。

ろうか。まして820の詞書「明応三年十月三日、七十賀の歌たまふ」として御製「おさまれる御代にしあれは七十を三度重て君につかへよ」を掲げ、821の詞書「御返し歌たてまつるへきよし勅有ければかくそ奏しける」とあつて、「君までも聞えつたへん言の葉や數ならぬ身の思ひ出にせん」とある。このように緊密な禁裏と地方武士の接触などあるはずがない。

三代将軍の足利義満は太政大臣という地位にあったので、天皇や禁裏と親しいのは当然であった。また義満は、北朝を擁立した足利尊氏の後裔でもある。八代将軍の足利義政の場合は応仁の乱の間、天皇は室町御所に身を寄せていたので、いつそう将軍と親しい関係にあつた。例えば『大乗院寺社雜事記』文明九年（一四七七）一二月二八日条に一条兼良からの便りを載せて「昨日廿七日到来云々、廿三日於禁裏御連歌、

野も山も雪に平の都哉

桃

草木も風のしつかなる時

准后

鶯は斬サクのうてなに伝來」と記している。発句の「桃」は兼良の一字名、脇の「准后」は前将軍義政、第三の無記名は後土御門天皇である。

しかし禁裏と武士の親密な関係は将軍までで、二、三の例を除き、管領などでも、將軍以下の武士は禁裏からは親しい扱い

は受けることは希であった。鷺尾隆康の日記『二水記』文亀四年（永正元年 一五〇四）正月一〇日条に、將軍足利義澄の禁裏參賀が行われ、その時、管領細川政元は常御所の縁において天皇に拝謁し、天盃を受けた記事がある。政元は義澄が將軍就任に尽くした人物であつて、幕府の推挙により政元は天皇拝謁という榮誉に浴したのであろう。これなど特異中の特異な例で、隆康は「先例稀者歟、珍事也、只武家追詔云々、前代未聞歟」と不満を込めて記している。

また広橋守光の日記『守光公記』（国立歴史民俗博物館蔵）永正九年三月二十五日条に、大内義興の昇進の記事があつて、その中で後柏原天皇の御製が与えられたとある。これは前年船岡山の合戦で細川澄元を撃破し、京都を平安に導いた恩賞としての昇進であり、御製も恩賞の一つである。

一方、天皇の御製はどのような感激で頂戴するのであろうか。永正二年（一五〇五）八月、牡丹花肖柏が詠んだ百首歌に對し後柏原天皇から勅点を賜つたことがあつた。同時代の公家三条西実隆の日記『実隆公記』永正二年八月一五日条に「肖柏百首勅点被下之、仍招寄遣之、歡喜踊躍無比類者也」とある。勅点が下され、肖柏は飛び跳ねて喜んだのである。また永正五年九月、内裏で行われた和漢聯句の後、肖柏が退出時に詠んだ

歌に対し、後柏原天皇の御製を賜つた。肖柏の歌の家集『春夢草』に「さまざまに聞こえあげける言葉ぞ名高き月の光とは見し」という御製を載せ、「老後面目、感涙之余記之」と記している。

肖柏は公家出身で、父は大納言中院通淳、一歳年長の兄は後に内大臣となつた中院通秀である。肖柏は幼少の頃は禁裏に勤めたことがあつたらしく、二〇代で出家した後も、後土御門天皇・後柏原天皇の連歌会や和漢会に常に出席していた。そんな肖柏がこのように感激するほど、勅点や御製は貴重なものであり、地下には縁遠いものであつた。そのような御製が、はたして近江の国人に下賜されるものであろうか。金子氏の「おそらく後人のさかしらであろう」という論評はまさしく当を得ている。

七　『蒲生文武記』の特徴

軍記が史実に合わないことはしばしば指摘されるが、この『蒲生文武記』もその誹りを免れない。例えば卷一に、明応五年（一四九六）の合戦に武略無双の智閑が「鉄砲を打、矢を発して戦つたとある。これは、いわゆる鉄砲伝来の天文一二年（一

五四三)より約半世紀以前となる。こうした史実と合わない記事は随所に見出せる。

先行する軍記からの影響を受けた引用も随所に見える。例えば卷一に、細川政元が智閑を取り囲んだ時、

智閑モトヨリ知略無双ノ良将ナレハ、兼テヨリ大木ヲ以テ水舟七、八十拵、雨降ハ城中ノ天水ヲ一滴モ不漏、此舟ヘニ渴スル事ナシ

の一文は『太平記』卷七の「千劍破城軍事」の一、
楠ハ元來勇氣知謀相兼タル者ナリケレバ、大ナル木ヲ以テ、水舟ヲ二、三百打セテ、水ヲ湛置タリ。又数百箇所作リ双べタル役所ノ軒ニ縦樋ヲ懸テ、雨フレバ、^{アマレ}少シモ余サズ、舟ニウケ入レ、舟ノ底ニ赤土ヲ沈メテ、水ノ性ヲ損ゼヌ様ニゾ被レ拵タリケル。

という部分に依拠していることは明らかである。
せつかくの引用が誤った例も多い。例えば卷一の、智閑が高

雄城を攻めた時、

牛頭ヲ集テ牛ノ尾ヘ葦束ヲユイツケ、角ニハ剣戟ヲ固ク結ツケ、五色ノ綿布ヲ以テ牛ノ身ヲ卷^(アキ)取テ、半夜ノ人シツマル程ニ牛ノ尾ノ葦ニ火ヲツケ、四方ヨリ一同ニ放シ出

シ、鐘鼓ヲ打、攻カ、レハ、牛ハ火ノモエテ行ニ次第ニアシクナレハ陣中へ駆入、角ナル刀剣ニテ人ヲツイ廻リケレハ、城中ノ軍兵コレヲ見テ天魔鬼神ノ来ルカト恐テ防戦事ヲ不得。取ル物モトリアヘス逃散ケル。智閑得タリヤ賢シトテ攻カケ數千ノ軍兵ヲ討ケルトナリ。誠ニ昔齊田草力知謀モカクトソ人々感シケル。

とある。文中の「齊田草」は、中国の戦国時代、『史記』八二に見える齐の武将田单のことで、「齐田单」の誤りである。田单は火牛の計略で燕軍を破つたのであるが、木曾義仲が火牛で平家の大軍を俱利迦羅谷で追い落とした合戦も田单の戦略に基づいているのかもしれない。この「田单」と「田草」の間違いは、内閣文庫155／234と龍谷大学図書館本の共通した誤りである。

この他にも前述のように、『新撰菟玖波集』の付句と前句の誤った引用がある。このように引用を間違つたとしても、『蒲生文武記』作者が古典の引用を努めようとしている態度をそこに窺うことができる。

しかし『蒲生文武記』の最たる特徴は、冒頭に述べたように、軍記と歌集(家集)の接合にある。歌集との接合によつて蒲生氏の文雅は武勇とともにますます高揚されるのである。

注

県立博物館紀要 15 平成 12

①はじめ「合体」「結合」などの言葉を考えたが「接合」とした。

②蒲生氏や氏郷の軍記には『蒲生氏郷記』『蒲生軍記』『氏郷記』などの名称があり、同じ内容のものが様々な名称を使い、異なるものが同じ名称を使うなど複雑であるので、以下、蒲生氏や氏郷の軍記を一括して述べる場合は「蒲生関係軍記」と記すこととする。

③これも「無責任に」などの言葉を考えたが「無策に」とした。

④近藤圭造氏 改定 史籍集覽 『氏郷記』『蒲生氏郷記』解題 明治35、復刻版 臨川書店 昭和59
⑤黒川真道氏 国史叢書 第四『蒲生軍記』解題 国史研究会 大正5

⑥遠藤元男氏 群書解題 第四『蒲生氏郷記』解題 統群書類 従完成会 昭和59

⑦笛川祥生氏 日本古典文学大辞典 『蒲生氏郷記』解説 岩波書店 昭和59
⑧高橋富雄氏編 『蒲生氏郷のすべて』新人物往来社 昭和63
⑨高橋充氏 「蒲生家伝来資料について」福島県立博物館紀要11平成9

⑩高橋充氏 「『蒲生家系図由緒書』所収の古文書について」福島

県立博物館紀要 15 平成 12

⑪福島県立博物館『氏郷とその時代—蒲生氏郷基礎資料集成』 平成14・3

⑫安土城考古博物館『蒲生氏郷—戦国を駆け抜けた武将—』 平成17・10

⑬井上宗雄氏 『中世歌壇史の研究 室町前期』風間書房 昭和36 改訂版 昭和59

⑭井上宗雄氏 『中世歌壇史の研究 室町後期』明治書院 昭和47 改訂版 昭和62

⑮金子金治郎氏 『新撰菟玖波集の研究』風間書房 昭和44

⑯稻田利徳氏 私家集大成『蒲生智闇和歌集』解題 明治書院 昭和51

⑰稻田利徳氏 『蒲生智闇集』の成立と性格』『岡山大学教育学部研究集録』48 昭和53・3

⑱稻田利徳氏 『蒲生智闇の新出資料—翻刻と解説—』『岡山大学教育学部研究集録』53 昭和55・1

本稿作成には、日野町教育委員会町史編さん室及び国文学研究資料館のお世話になり、感謝いたします。
(つるさき ひろお／帝塚山学院大学名譽教授)